

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定によつて、矢多田土地改良区の定款変更を平成十九年六月二十一日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年六月二十八日

広島県福山地域事務所長 宇都宮

健